



平成 28 年 4 月 26 日

各 位

会社名 タビオ株式会社
代表者名 代表取締役社長 越智勝寛
(コード番号 2668 東証第二部)
問合せ先 取締役財務部長 谷川 繁
(TEL. 06-6632-1200)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 5 月 24 日開催予定の第 39 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

取締役および監査役に広く適切な人材を招聘できる環境を整備し、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、定款に第 31 条および第 41 条として、業務執行取締役等でない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するとともに、これに伴う条数の変更を行うものであります。

なお、第 31 条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 5 月 24 日 (火曜日)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 5 月 24 日 (火曜日)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><新設></p>	<p>(取締役との責任限定契約) <u>第31条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>
<p><u>第31条</u>～<u>第39条</u> <条文省略></p>	<p><u>第32条</u>～<u>第40条</u> <現行どおり></p>
<p><新設></p>	<p>(監査役との責任限定契約) <u>第41条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>
<p><u>第40条</u>～<u>第43条</u> <条文省略></p>	<p><u>第42条</u>～<u>第45条</u> <現行どおり></p>